

令和7年度（追加受付）

みなべ町建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き（県内建設業者用）

1 入札参加資格審査

みなべ町が発注する建設工事の競争入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、審査を受ける必要があります。

今回の追加受付（追加申請）の対象者は、新規で入札参加資格審査を希望される方です。

申請に際しては、申請書の他に添付していただく書類もありますので、この手引きの「7 申請に必要な書類（申請書、添付書類）」に従ってください。

2 入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次の（１）から（３）までの要件すべてを備えていなければなりません。

- （１）申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けていること。
- （２）建設業の許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内であること。
- （３）次のアからクのいずれかに該当する者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年が経過しない者

【参考】地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （２）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （４）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （５）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （７）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ みなべ町税（みなべ町に主たる営業所を有する者（以下「町内業者」という。）に限る。）、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

- エ 建設業許可に係る申請者、申請者の役員等、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人に加え、申請者が法人の場合、総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、みなべ町暴力団排除条例（平成23年みなべ条例第7号。以下「暴力団排除条例」という。）第6条に定める暴力団関係者等である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- オ 法定代理人が法人であり、その役員等又は総株主の議決権の5%以上に対応する出資をしている者が、暴力団排除条例第6条に定める暴力団関係者等である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者
- ク 入札参加資格審査申請書及びこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

3 受付場所及び受付期間

- (1) 受付場所 〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

みなべ町役場 総務課 検査係

電話番号 0739-72-2015（代）

- (2) 受付期間

期 間 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで（当日消印有効）
（持参の場合は土及び日曜日・祝日を除く。）

時 間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

- (3) 提出方法 持参（土及び日曜日、祝日を除く。）又は郵送（令和7年3月31日までの消印のあるものが有効となります。）

※出来るだけ郵送による申請にご協力願います。

※郵送で提出される方は、受付票返送のため110円切手を貼付した封筒若しくは官製葉書又は85円切手を貼付した葉書を同封してください。

4 対象となる総合評定値通知書

特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が、有効期間開始日の1年7ヶ月前までの間のものとします。

※申請にあたって必要な経営事項審査について

みなべ町の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請直前の営業年度終了の日から1年7ヶ月の間に限られています。

したがって、毎年、みなべ町の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

5 有効期間

令和7年度の1年間とする

6 問い合わせ先

みなべ町役場 総務課 検査係

電話番号 0739-72-2015 (代)

7 申請に必要な書類（申請書、添付書類）

提出書類は次のとおりとし、提出部数は1部とします。

なお、提出時にこれらの該当書類を上から番号順に並べ、綴じ紐で綴じて提出してください。

（ファイルに綴じる必要はありません。）また、提出書類の確認のため、提出書類チェック表によりチェックし、提出書類の最初に付けてください。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）＜様式 1-1, 1-2＞

(2) 営業所一覧表＜様式 2＞

(3) 工事経歴書

(4) 建設業許可書又は建設業許可証明書の写し

(5) 総合評価値通知書の写し

(6) 技術職員名簿

(7) 登記事項証明書（法人の方）【写し可】

(8) 委任状＜参考様式＞（任意様式も可）【写し不可】

（入札・契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合に必要です。）

(9) 使用印鑑届＜参考様式＞【写し不可】

(10) 印鑑証明書【写し可】

(11) 納税証明書【写し可】

ア 国税

法人：法人税、消費税及び地方消費税

個人：申告所得税、消費税及び地方消費税

※国税の納税証明書は、法人については納税証明書（その3の3）（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書）、個人については納税証明書（その3の2）（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書）を提出して下さい。

イ 町税（町内業者（法人・個人とも）のみ）

みなべ町に課税されているすべての税目を対象としますので、みなべ町税に未納がないことを証明したものを提出してください。又、法人の場合は役員（みなべ町に住所を有する者）についても同様に提出して下さい。

(12) ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（該当する方のみ）

(13) ISO14000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（該当する方のみ）

○町内業者は、上記に加えて以下の書類も添付してください。

(14) 役員等一覧表＜参考様式＞（法人等の場合）

(15) 監理技術者資格者証の写し（該当する方のみ）

(16) 業態調書＜様式 3＞

(17) 職員名簿（技術職員以外）＜様式 4＞（該当する方のみ）

(18) 経営規模等評価申請を行った際の申請書等の写し（申請書（様式第 25 号の 14）、別紙一（工事種類別完成工事高）及び別紙三（その他の審査項目（社会性等）））

8 入札参加資格審査申請書の記入要領

- (1) 申請書の様式については、国土交通省地方整備局に準じていますが、和歌山県様式の使用も可とします。
- (2) 申請書の記入に当たり、国土交通省地方整備局の様式にあっては、『国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引（令和7・8年度版）』に、和歌山県様式にあっては『令和6・7年度入札参加資格審査申請の手引き（県内建設業者用）』に基づいて作成してください。
- (3) 『工事経歴書』は、経営規模等評価申請書等に添付した様式第二号の工事経歴書（町内業者は直前1年分。町内業者以外は直前2年分）の写しとします。
- (4) 『技術職員名簿』は、経営規模等評価申請を行った際の申請書の別紙二の写しとします。なお、申請以後に異動等（採用、退職、資格等の変更）があっても、加筆修正は行わないでください。ただし、町内業者で経営規模等評価申請時の名簿から、技術職員に異動等があった場合は、参考様式「技術職員名簿」を作成し提出してください。
- (5) 『職員名簿（技術職員以外）〈様式4〉』は、技術職員名簿に記載されている者以外の職員のうち、申請日時点で雇用されている常勤の職員を記入してください。

9 注意事項

競争参加資格審査申請書は、『建設工事』、『測量・建設コンサルタント等業務』、『物品製造等』の3区分がありますので、複数希望される場合は、それぞれの業種の手引きに基づいて申請書を提出してください。

申請に必要な添付書類のうち、官公署が発行する証明書類等は、原寸大かつ鮮明な写しであって、発行日は提出時の直前3ヶ月以内のものであることとします。

10 その他

町内業者で、建設業の許可は有しているが経営事項審査を受審していない建設業者の方も受付しますが、その際における「7 申請に必要な書類（申請書、添付書類）」については、記入可能なところについて、記入して提出してください。

※1 工事経歴書は、参考様式「工事経歴書」に基づき、記入してください。

※2 技術職員名簿は、申請日時点で参考様式「技術職員名簿」に記入してください。